

長崎地裁で画期的判決だされる

# 作業衣などの着用は労基法上の労働時間

冬季物販の目標達成に向け最後のおいこみを

## 着替えも労働時間

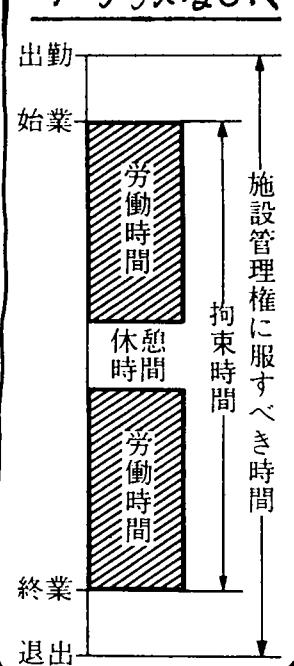
長崎地裁 決判 賃金支払い命じる

作業前の着替えや安全具の着用に要する時間は労働時間に含まれるべきで、賃金が支払われなければならないのは不當として三菱重工同社を相手に、賃用時間一ヶ月分の賃金計三万九千円の支払いを求めた訴訟の判決が二十七日、長崎地裁であった。松島茂

着替えも労働時間と明確に判断

こう。

デタラメなJR



鉄道労連と対決し、奪われた権利を奪還しよう

われわれが、暴き出さなければならぬ不当労働行為は山ほどある。組合掲示板すら認めない組合差別、個人ロッカーに配布した「日刊動労千葉」をぬきざる窃盗行為、組合事務所からすら退去を通告する団結権の侵害、「小集団」という名の「ただ働き」の強制、そして何よりも強制出向、強制配転攻撃等々、われわれの主張の正しさがこの間ひとつひとつ明らかになってきている。

しかし、重要なことは、職場の権利は闘いとする以外に奪い返すことはできないということである。また、動労革マル鐵道労連との徹底的な対決なしには絶対かちとれないということである。われわれの歩んできた道に確信をもつて、全力で闘いぬこう。

十一月二十七日、長崎地方裁判所松島茂敏裁判長は、「作業衣などの着用は、作業をするうえで不可欠で、労働基準法上の労働時間にあたる」とし、原告である長崎三菱連帯支部長船労組の仲間にカット分の賃金を支払うことを命じた。これは画期的な判決である。

違法な拘束を強制し続けるJR当局

この判決にもあるとおり、現在JR当局が労働者に強制している「点呼の厳正」なる攻撃は、全く根拠のないものである。

JR当局は、表のような全くたらめ、違法な概念を導入して、「拘束時間」と「施設管理権に服すべき時間」なる区別をおこない、労働時間以

12・19臨時大会へ結集しよう  
年末手当5%カットを許さない

87.12.18  
No.2724

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町一一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二(22)七一〇七

日刊動労千葉